

新型コロナウイルスに関する情報(3月25日午前9時現在)

◆新着情報は、文頭に\*NEW\* と表示しています。

(新たなポイント)

●\*NEW\*マニトバ州、サスカチュワン州にて、ワクチンの接種対象枠(年齢等)は日々更新されています。詳しくは、各州の項目をご参照ください。

●\*NEW\*マニトバ州にて、3月26日より規制が一部緩和されます。

●\*NEW\*日本入国に際し、空港検疫において、必要なアプリの所持確認が開始されています。

## 1. カナダ政府

●カナダ政府によるワクチンについての詳細情報は以下ウェブサイトに掲載されています。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/prevention-risks/covid-19-vaccine-treatment/vaccine-rollout.html>

○カナダ国内で承認されたワクチンの接種は無料です。

○まず医療関係者や高齢者等、優先順位の高い者に接種されます。その後、カナダ政府、州、準州の保健衛生当局によって接種が推奨される者に接種されます。

具体的には、接種の対象に含まれるのは、以下の人々です。

- ・国籍に関わらず、カナダに在住している16歳以上(ファイザーワクチン)もしくは18歳以上(ファイザー以外のワクチン)の全ての人
- ・外交スタッフとその家族
- ・カナダ国外にいるカナダ軍の職員

現在ファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社とヤンセンファーマ社のワクチンが、ヘルスカナダにより承認されています。

<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/drugs-health-products/covid19-industry/drugs-vaccines-treatments/vaccines.html>

2回投与のワクチンの接種間隔は、4か月まで延長可能となっています。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/immunization/national-advisory-committee-on-immunization-naci/rapid-response-extended-dose-intervals-covid-19-vaccines-early-rollout-population-protection.html>

アストラゼネカ社のワクチンについては、これまで65歳未満を対象にするよう推奨されていましたが、国家予防接種諮問委員会(NACI)は勧告をアップデートし、65歳以上も対象に含まれるようになっています。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/immunization/national-advisory-committee-on-immunization-naci/recommendations-use-covid-19-vaccines.html#a12>

●現在、カナダ連邦政府は、不要不急の国外への渡航は延期または中止するよう強く勧めています。

●現在、全ての国際線の到着は、以下の4つの国際空港のみとなっています: トロント、モントリオール、バンクーバー、カルガリー。(Saint-Pierre-et Miquelon からの便を除く)。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2021/01/expansion-of-international-flight-restrictions-at-canadian-airports.html>

●カナダへの入国制限や、入国の際に必要な手続きについては以下ウェブサイトにもまとめられています。**事前に、新型コロナウイルス検査の陰性証明書の入手、ArriveCan の入力、政府指定のホテルの予約(空路の場合)が必要です。**

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions>

#### A. 入国に必要な手続き

○カナダへ空路で入る5歳以上のものは全て、新型コロナウイルス検査の陰性証明が必要です。カナダ行きの航空機に搭乗する前72時間以内に新型コロナウイルス検査を受け、陰性証明を航空会社に提示する必要があります。PCR法、LAMP法等、認められる検査の種類は以下のリンクを参照してください。抗原検査は認められません。

また、新型コロナウイルス感染後、感染力がなくなった後も、検査で陽性反応が出続けてしまうことがあります。その場合は、到着前14日から90日の間の陽性証明書を提示する必要があります。

[https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/flying-canada-checklist/covid-19-testing-travellers-coming-into-canada?utm\\_campaign=gac-amc-covid-20-21&utm\\_source=travel-covid\\_travel-restrictions\\_flying\\_&utm\\_medium=redirect&utm\\_content=en#getting-tested](https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/flying-canada-checklist/covid-19-testing-travellers-coming-into-canada?utm_campaign=gac-amc-covid-20-21&utm_source=travel-covid_travel-restrictions_flying_&utm_medium=redirect&utm_content=en#getting-tested)

○陸路での入国に際しても、カナダ到着72時間前以内にアメリカ合衆国で施行された新型コロナウイルス検査の陰性証明、または到着前14日から90日の間の陽性証明書の提示が必要です。

○カナダに向かう航空機への搭乗前、または陸路の場合は入国前に ArriveCAN(アプリケーションまたはウェブサイトを利用)に必要な事項を入力し、入国時にレシートを提示することが義務化されています。必要事項は、(1)渡航及び連絡先に係る情報、(2)自主隔離プラン、(3)症状に係る自己診断です。これを怠った場合、最高1,000カナダドルの罰金が科せられることがあります。

また、ArriveCAN 利用あるいは電話 1-833-641-0343 で、カナダ入国後 48 時間以内に、(1) 申告した住所ないし隔離場所に到着したこと、(2) 隔離期間中、毎日健康状態等のオンラインでの申告が必要。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/arrivecan.html#a8>

## B. 到着時検査とホテルでの隔離

**空路での到着の場合、以下が必要です。**

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/flying-canada-checklist>

○カナダへの出発前に、政府指定のホテルを3泊分予約する。

ホテル予約についての詳細は以下リンクを参照。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice/mandatory-hotel-stay-air-travellers/list-government-authorized-hotels-booking.html>

○カナダ到着時の検査結果が出るまで、自費で上記のホテルに滞在する。カナダでの最初の到着地のホテルに宿泊しなくてはならない。検査で陰性が確認された後、最終目的地への乗り継ぎを行なっても良い。

○ホテル滞在費用には、宿泊費、食費、清掃費、感染対策費、安全対策費と移動費が含まれる。

**○カナダ到着時に空港で新型コロナウイルス検査を受ける。また、10日目に施行する検査キットを配布される。到着地がカルガリー、モントリオール、バンクーバーである場合は、到着日にキットに含まれる説明書に従い、登録が必要。**

**○10日目の検査が陰性で、かつ14日間の自己隔離期間を完了した場合、隔離を終了することができる。**

陸路での到着の場合、以下が必要です。

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/driving-canada-checklist>

○国境にて、到着時と、到着後10日目に使用する検査キットを受け取ります。キットに含まれる説明を参照し、検査キットをオンラインで登録すること、サンプル採取法を指導する医療従事者とのオンラインでのアポイントメントと、サンプルのピックアップをアレンジする必要があります。

## C. 自己隔離

○カナダへの入国後は、症状の有無にかかわらず14日間の自己隔離が義務(例外職種あり)。隔離場所は、65歳以上の高齢者や基礎疾患のある人とは接触しないこと、かつ食料や必要な医薬品など、基本的な生活必需品が入手できる環境である必要があります。

○海外に行っていない者と同居している場合は、その者と接触を避ける。

○症状がある場合、公共交通機関の使用は禁止です。

○隔離場所までの移動の際は、非医療用マスクもしくは face covering を着用しなくてはなりません。

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/isolation>

○到着後14日間の自己隔離がきちんと行われているかについて、電話による確認や、スクリーニングオフィサー(公衆衛生庁と契約した警備会社の従業員)による訪問チェックが行われます。

○カナダ到着時に与えられた指示に従わないものは、最大6か月の禁固刑、及び、または750,000カナダドルの罰金が課される可能性があります。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2021/01/canada-to-implement-new-testing-and-quarantine-measures-to-reduce-covid-19-infection-related-to-non-essential-international-air-travel.html>

#### D. 入国制限

カナダ国籍者、カナダ永住権保持者以外のものには、入国制限が課されています。

以下の人は入国が許可されています。

○カナダ国民と永住権保持者の近親者。

○カナダ国民と永住権保持者の Extended family member。

○Public health agency of Canada より許可された、同情に値する理由 (compassionate reasons)のあるすべての外国人。この場合、自己隔離が限定的に免除されることがあります。

○必須の用件(essential purpose)で、アメリカから入国する者。

○Temporary foreign worker。

○州政府から認められた新型コロナウイルス対策を有する教育機関に通学する留学生。

○ワーキングホリデーについては、Port of Entry Letter of Introduction 取得済み、かつ、有効な雇用のオファーを持っている場合のみ、カナダ入国が認められます。ワーキングホリデー参加者の入国のための許可証(Port of Entry Letter of Introduction)の有効期限の延長を最大1年間認めることが発表されています。以下リンク中の Web form より延長が申請できます。

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-covid19/iec.html>

#### ●カナダ政府による新型コロナウイルス情報

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19.html>

●新型コロナウイルスの接触管理等のための携帯電話アプリ「COVIDアラート」が配信されています。

○現在、以下の地域で利用可能です: New Brunswick、Newfoundland and Labrador、Ontario、Saskatchewan、Manitoba、Quebec、Nova Scotia、Prince Edward Island、Northwest Territories。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/covid-alert.html>

#### ●新型コロナウイルス感染の危険のあるフライト座席情報

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice/exposure-flights-cruise-ships-mass-gatherings.html>

●疫学モデルへのリンク

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/epidemiological-economic-research-data/mathematical-modelling.html>

## 2. アルバータ州政府

●ワクチンについての情報は以下です。情報は随時更新されますので、予約前に最新の情報をご確認ください。

<https://www.alberta.ca/covid19-vaccine.aspx>

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17295.aspx>

現在のワクチン接種の対象: 1956年(65歳)以上の住民。

予約方法: 参加薬局、オンラインまたは電話811。

以降の予定は以下の通りです。

グループ B(4月から6月): 18歳から64歳までの、基礎疾患がありリスクの高い者

グループ C(4月から6月): 矯正施設、シェルター、グループホーム等の集団生活施設の居住者とスタッフ、リスクの高い患者に直接接する医療従事者や介護者等

グループ D(4月から6月): 50歳から64歳までの住人。

フェーズ3(春から初夏): 一般のアルバータ州住民

●現在の規制は以下の通りです。

各種規制に違反した場合は、1,000カナダドルのチケット(裁判所を通して最大100,000カナダドル)を科せられることがあります。

<https://www.alberta.ca/enhanced-public-health-measures.aspx>

### 集会に関する規制

○濃厚接触が認められるのは同居している者のみ。一人暮らしの個人は2人までの濃厚接触が許可される(ただし、2人は規制の期間中は同一人物である必要がある)。

○屋外での10人までの集会が可能。

○アルバータ州外からアルバータ州に戻ってきた場合、アルバータ州に家族等がいる者(例: 州外の学校に行っていた子供など)は、帰宅することが許可されるが、それ以外の者は他人の家に宿泊してはいけない。

○アルバータ州外からの訪問者は、他人の家に宿泊してはいけない。

○結婚式は10人まで、公共の場所でのみ可能。レセプションは禁止。

○葬儀の人数制限は20人まで。レセプションは禁止。

○宗教的集会は、消防法上の収容人数の15%まで。オンラインでの開催を推奨。個人が車を離れずガイダンスに従っているドライブインサービスは許可され、収容人数制限から除外。

#### ビジネスやサービスに関する規制

○小売業、ショッピングモールは消防法上の収容人数の25%までに制限。最低許容顧客数は5人。

○レストラン、カフェ、パブの営業は可能。顧客各グループの中の一名の連絡先の保存が必要。一つのテーブルは6人までであり、同居している者、もしくは独居の場合は2人のあらかじめ定められた濃厚接触者のみ可能。アルコールは午後10時まで。店内での飲食は午後11時まで。ビリヤード、ライブ演奏等のエンターテインメントは禁止。

○図書館は、収容人数の15%までで開館可能。

○カジノ、ビンゴホール、ゲームセンター、レース娯楽センター、競馬場、競走場、ボウリング場、ビリヤード場、ナイトクラブ、博物館、ギャラリー、科学センター、利用案内所、遊園地、ウォーターパーク、屋内プレイグラウンド、映画館、オーディトリウム、コンサートホールは閉鎖。

○ジム、フィットネスセンター、スパ、プール、屋内リンク、アリーナ、コミュニティーホール及びセンターは屋内・屋外のフィットネス活動の規制の範囲内で許可。

○バンケットホール、コミュニティーホール、会議場、ホテルはステップ1と2の規制の範囲内で営業可能。バーチャル会議/イベント、芸術活動、結婚式や葬儀等を開催できる。結婚式・葬儀のレセプションと、トレードショーは禁止。

○美容室、ネイルサロン、タトゥー、ピアスなどの個人サービス業は予約制で営業可能。

○理学療法、鍼治療等のヘルスサービス、ソーシャルサービス、保護サービス、シェルター、緊急サービス、チャイルドケア、非営利コミュニティーキッチン及びチャリティキッチンは対面での営業可能。

#### その他

○雇用主が職務の内容上物理的配置が必要と判断する場合以外は自宅勤務を必須とする。

○アルバータ州全域で、公共の屋内におけるマスク着用が義務。

○人と人との間隔は2メートル以上。

○新型コロナウイルス感染が疑われる症状のある人は、最低10日間の自己隔離。10日間で症状がおさまらない場合は治るまで自己隔離を継続。

○新型コロナウイルス陽性と判定されたものは、症状発生時から最低10日間の自己隔離。10日間で症状が治らない場合は治るまで自己隔離を継続。

○海外から帰国した旅行者、新型コロナウイルス患者と濃厚接触した可能性のあるものは最低14日間の自己隔離。

●感染者の濃厚接触者の自己隔離のルールは以下です。変異ウイルス感染者の濃厚接触者についてはさらにルールが厳しくなっています。

<https://www.alberta.ca/isolation.aspx>

A. 感染者の濃厚接触者だが、感染者と同居していない場合

1. 通常の新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者

- 14日間の自己隔離が義務。
- 新型コロナウイルスの検査を予約する。
- 自己隔離中に症状が出た場合、症状発生からさらに10日間または症状が改善するまでのどちらか長い方の期間の自己隔離が必要。

2. 変異種の新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者

- 14日間の自己隔離が義務。
- 2回の検査を予約する(通知を受けてすぐと、10日目以降)。
- 濃厚接触者と同居している者も、自己隔離することが強くすすめられる。濃厚接触者の2回目の検査(10日目以降)が陰性と確認される、または14日間のどちらか短い方の期間の隔離がすすめられる。

B. 感染者と同居している場合

1. 通常の新型コロナウイルス感染者と同居している者

- 感染者が、違う部屋に完全に隔離(バスルームも別)することができる場合、感染者の隔離が始まった日から14日間の自己隔離。
- 感染者を完全に隔離することができない場合、同居しているものは毎日濃厚接触しているとみなされる。感染者の隔離期間10日が終わった時点からさらに14日間の自己隔離が必要。(計24日間)。

2. 変異種の新型コロナウイルス感染者と同居している者

- 感染者がたとえ違う部屋で隔離され、バスルームも別だとしても、毎日濃厚接触しているとみなされる。感染者の隔離期間10日が終わった時点からさらに14日間の自己隔離が必要。(計24日間)。
- 隔離のためのホテルが必要な場合は211へ電話。

●規制緩和の基準が発表されています。入院患者数に基づいて決定されます。

3週間後に、入院患者数が次のステップの目標患者数以下であった場合、次のステップへすすむことが検討されます。

ステップ1:入院患者数600人以下。2月8日より開始。

ステップ2:入院患者数450人以下。3月1日より、図書館、屋内での運動。3月8日より、バンケットホール、コミュニティーホール、ホテル、会議場、小売店、スポーツ、芸術活動等についての規制緩和。**3月22日には、ステップ3への移行は見送られました。**

ステップ3:入院患者数300人。礼拝所、成人のチームスポーツ、博物館、ギャラリー、動物園、利用者案内センター、屋内での着席イベント(映画館等)、カジノ、レーシングセンター、ビンゴホールについての規制緩和。ステップ1と2の更なる緩和。

ステップ4:入院患者数150人。屋内のエンターテイメントセンター、トレードショー、会議、展示場、パフォーマンス活動(歌唱、ダンス、吹奏楽等)、屋内のスポーツイベン

ト、結婚式やレセプション、葬儀レセプション、出勤しての勤務、アミューズメントパーク、屋内のコンサートやスポーツイベント、屋外、屋内のフェスティバル、デイキャンプ、宿泊キャンプの規制緩和等。ステップ1-3の更なる緩和。

<https://www.alberta.ca/enhanced-public-health-measures.aspx#PathForward>

●カルガリー国際空港と Coutts 陸路国境の2か所で自己隔離期間が短縮されるパイロット・プログラムは、現在停止されています。

<https://www.alberta.ca/international-border-pilot-project.aspx>

●カルガリー市では、屋内の公共の場所と公共交通機関内でのマスク着用を義務とする時限条例が施行されており、2021年12月まで有効です。事業者等は公共の用に供する建物入口または車両にマスク着用の標識を掲示する必要があります。条例に違反した場合には、100カナダドルから600カナダドルの罰金が科せられます。

<https://www.calgary.ca/csps/cema/covid19/safety/covid-19-city-of-calgary-mask-bylaw.html>

<https://newsroom.calgary.ca/temporary-covid-19-face-coverings-bylaw-remains-in-effect-through-december-2021-with-increased-penalties/>

●以下のものは検査を受けることができます。

○新型コロナウイルスに関係する症状があるもの(症状については下記リンク”Symptoms”の項目参照)

○新型コロナウイルス患者の濃厚接触者

○流行の起こった施設の従業員や入居者

<https://www.alberta.ca/covid-19-testing-in-alberta.aspx#toc-2>

●検査の申し込み方法には以下のものがあります。

○オンラインの self-assessment tool から

○電話811

症状が重篤な場合や、緊急の診療が必要な場合は911に連絡。その際には新型コロナウイルス感染の可能性があることを伝える。

●検査結果は、テキストメッセージもしくは電話の自動音声にて受け取ることができます。

また、新型コロナウイルス検査の結果を知るためのオンラインポータルサイト(My Health Record)があります。

<https://myhealth.alberta.ca/myhealthrecords>

●接触者追跡のための携帯電話アプリ ABTraceTogether が使用可能です。

<https://www.alberta.ca/ab-trace-together.aspx>

●新型コロナウイルスに関するアルバータ州での相談先は、ヘルスリンク(811※日本語対応あり)。

●コミュニティーにおける情報サービス(211)、Mental Health Helpline(1-877-303-2642)や Addiction Helpline(1-866-332-2322)等様々な電話によるサポートがあります。下記リンクやアルバータ州政府サイト”Get help”セクション参照。

<https://www.albertahealthservices.ca/amh/Page16759.aspx>

アルバータ州政府

<https://www.alberta.ca/coronavirus-info-for-albertans.aspx#p22780s6>

### 3月24日付けアップデート

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=7779000649414-E595-B216-30F9858B97C8C088>

### 3. マニトバ州政府

**\*NEW\*3月26日より、規制の一部が緩和されることが発表されました。**

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=51031&posted=2021-03-23>

○屋外での、公共の場所での集会は25人まで許可。

○結婚式、葬儀は25人まで許可。

○小売店は、収容人数の50%または500人の少ないほうまで許可。

○ドライブインのイベントにて、車から降りることを許可。

#### ●マニトバ州のワクチンについての情報

<https://manitoba.ca/covid19/vaccine/index.html>

<https://www.gov.mb.ca/covid19/vaccine/eligibility-criteria.html>

3月25日現在、**65歳以上の住人**、医療従事者や高齢者施設等のスタッフ、コミュニティサービスの従業員等(業種の詳細は下記リンク参照)が Super-sites での接種を予約することができます。

予約方法:オンラインまたは電話 1-844-626-8222

<https://patient.petalmc.com/login?groupId=6032&locale=en>

#### ○クリニックと薬局のパイロット・プログラム

以下の対象者に、アストラゼネカ社のワクチンが接種される予定です。

対象:50歳から64歳までで基礎疾患のある住民(疾患名の詳細は上記リンク参照)、ホームケアやコミュニティサービスを受けている住民の一部、リスクの高い妊婦(詳細は上記リンク参照)。

新型コロナウイルスワクチンの接種記録がオンラインで確認できます。

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=50802&posted=2021-02-18>

●現在の規制は以下の通りです。(以下の(注)の箇所は3月26日より緩和)。

<http://www.manitoba.ca/covid19/restartmb/prs/index.html>

○個人住宅への訪問については、以下の2つのうちどちらかを選択する;

-2人までの決められた人が訪問可能

-お互いに訪問しあうことのできるもう一つの家族を指定する

- 屋外の集会は10人まで可能。
- 公共の場所での集会は、屋内では5人まで。葬儀、結婚式は10人まで可能。(注)
- 屋内の共用施設ではマスクを着用。
- 屋外リンクの再開可能。複数チームのトーナメント試合は不可。
- マニトバ北部との往来は制限される。不要不急の旅行は控えるよう強く推奨。
- マニトバ州外から州内へ入る際は、全員14日間の自己隔離が必要。また、到着日と、到着後10日目に検査を受けることが強くすすめられる。
- 屋内の劇場、屋内のコンサートホール、カジノ、ビンゴホール以外のビジネスは営業可能。
- 小売店は、収容人数の50%または250人の少ない方で可能(注)。ショッピングモールは収容人数の50%まで。
- レストランは、収容人数の50%までで営業可。ただし、同じテーブルに座るのは同居している者同士のグループに限る。
- ヘアサロン、理髪店やタトゥー等の個人サービスは収容人数の50%までで営業可能。
- 宗教イベントは、収容人数の25%または100人の少ない方で可能。
- 新型コロナウイルス感染者、感染者との濃厚接触者はただちに自己隔離。
- 公衆衛生上の規制に違反した場合の罰金は、個人に対しては 1,296 カナダドル、ビジネスに対しては 5,000 カナダドル。マスク着用義務違反は 298 カナダドル。

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=50004&posted=2020-12-08>

- 濃厚接触者の定義が改訂されています。感染者と2メートルより近い距離で、10分間より長く接したものは濃厚接触者となります。

<https://www.gov.mb.ca/covid19/testing/monitoring/close-contacts.html>

- 症状のあるものについての自己隔離と、検査についての情報は以下リンク参照。

[https://www.gov.mb.ca/asset\\_library/en/covid/factsheet-isolation-selfmonitoring-recoveringhome.pdf](https://www.gov.mb.ca/asset_library/en/covid/factsheet-isolation-selfmonitoring-recoveringhome.pdf)

<https://manitoba.ca/covid19/updates/testing.html>

- 検査は 1-855-268-4318 (toll-free)またはオンラインで予約が可能です。

<https://patient.petalmd.com/login?groupId=5930&locale=en>

- 検査結果は、オンラインもしくは電話 1-844-960-1984 でアクセス可能。検査結果が陽性だった場合は、公衆衛生官から直接連絡がなされる。

<https://sharedhealthmb.ca/covid19/test-results/>

- 症状が悪化したり、疑問点がある場合は、Health Links-Info Sante (204-788-8200、もしくは 1-888-315-9257) へ連絡

- ウィニペグ市のダウンタウンに COVID 19 の検査のためのウォークイン・クリニックが開設されています。

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=50038&posted=2020-12-13>

- 新型コロナウイルスに関するマニトバ州での相談先は、Health Links-Info Sante (204-788-8200、もしくは 1-888-315-9257) です。

●感染者が搭乗していたフライト一覧

<https://manitoba.ca/covid19/updates/flights.html>

マニトバ州政府

<https://www.gov.mb.ca/covid19/index.html>

**3月24日付けアップデート**

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=51036&posted=2021-03-24>

4. サスカチュワン州政府

●ワクチン情報は以下参照

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/covid-19-vaccine>

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/covid-19-vaccine/vaccine-booking>

○3月25日現在、**65歳以上の住民**は、オンラインまたは電話でワクチンを予約できません。

**○レジャイナのドライブスルークリニックでは、在庫切れのため接種は一時停止されています。**

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/covid-19-vaccine/drive-thru-immunization-clinics>

○**現在フェーズ2であり**、18歳以上の全住民が対象ですが、年齢により予約時期が決定されます。同時に、グループホームの入居者とスタッフ、シェルター入居者、その他リスクの高いものが優先的に接種されます。

●現時点での規制は以下の通りです。

[https://www.saskatchewan.ca/covid19-measures#utm\\_campaign=q2\\_2015&utm\\_medium=short&utm\\_source=%2F%2Fwww.saskatchewan.ca/covid19-measures](https://www.saskatchewan.ca/covid19-measures#utm_campaign=q2_2015&utm_medium=short&utm_source=%2F%2Fwww.saskatchewan.ca/covid19-measures)

○屋内の共用施設でのマスク着用は必須。

○屋内での私的な集会は、2つか3つの同居集団からなる10人までのバブルのみ。バブルは規制期間中一定である必要がある。複数のバブルに所属することは不可。

○屋外での集会は、同居しているグループ間の距離を保った上で10人まで可能。

○高齢者施設の訪問は一時停止(例外あり)。

- レストラン、バー等では一つのテーブルに着席できるのは最大4人。すべての客の連絡先を保管しなくてはならない。アルコールの提供は午後10時まで。
- カジノとビンゴホールは閉鎖。
- 美容院、エステ、マッサージ、鍼、タトゥー等の個人サービス業は、収容人数の50%まで。
- 劇場、映画館等は、30人まで可能。飲食は活動場所と分ける。
- 屋内のバンケットホール、会議、結婚式、葬儀は30人まで。飲食は例外の場合を除き禁止。
- 宗教的行事は、収容人数の30%または150人の少ない方まで。飲食は禁止。(レジャイナとその周辺地域では、30人まで)。
- 小売店は収容人数の50%まで。
- Public health order で規定された規模の大きい小売店は、収容人数の25%まで。
- 新型コロナウイルス検査陽性の者は10日間の自己隔離。
- Medical Health Officer から、新型コロナウイルス患者の濃厚接触者であると指摘されたものは、自己隔離に入り、指示があるまで続ける。
- 新型コロナウイルス患者の同居家族や、濃厚接触者は、患者と最後に接触した時から14日間自己隔離。
- 自己隔離中に症状が出たものは、ヘルスライン(811)に連絡

●新型コロナウイルス感染状況の統計マップ

<https://dashboard.saskatchewan.ca/health-wellness>

- 公衆衛生上の規則に違反した場合、個人に対しては最大 7,500 カナダドル、企業に対しては 100,000 カナダドルの罰金が課されます。

<https://pubsaskdev.blob.core.windows.net/pubsask-prod/1210/P37-1.pdf>

- 症状の有無に関わらず、希望者は誰でも検査を受けることができます。電話811、family physician、nurse practitioner を通じて申し込むことができます。また、ドライブスルーの検査場では、811や家庭医からの紹介は不要ですが、Saskatchewan Health Card が必要です。

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/testing-information>

ドライブスルーの検査サイトの待ち時間がオンラインで確認できます。

<https://www.saskhealthauthority.ca/news/service-alerts-emergency-events/Pages/COVID-19-Drive-Thru-Wait-Times.aspx>

- 新型コロナウイルスに関して、医療に関する相談はヘルスライン(811)、医療に関係しない一般的な質問はトール・フリー・ライン(1-855-559-5502)、COVID-19 public inquiry email は COVID19@health.gov.sk.ca です。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2020/april/02/covid-19-information-tools>

サスカチュワン州

[https://www.saskatchewan.ca/COVID19#utm\\_campaign=q2\\_2015&utm\\_medium=short&utm\\_source=%2FCOVID19](https://www.saskatchewan.ca/COVID19#utm_campaign=q2_2015&utm_medium=short&utm_source=%2FCOVID19)

### 3月24日付けアップデート

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2021/march/24/covid19-update-for-march-24-151507-vaccines-administered-190-new-cases-96-recoveries-one-new-death>

## 5. 北西準州政府

●全てのコミュニティーにおいて、18歳以上の住民は、ワクチンの接種が可能です。オンラインまたは電話で予約できます。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/latest-updates>

<https://www.nthssa.ca/en/services/coronavirus-disease-covid-19-updates/covid-vaccine>

●現在の規制は次の通りです。

○自宅に最大5人までの客を招待可能(家の中にいられるのは住人を含め最大10人まで)。

○集会は、屋外では50人まで、屋内では25人まで。

○北西準州外から入るものは自己隔離計画書の事前提出と、到着後の14日間の自己隔離が必要 (Yellowknife, Inuvik, Hay River, Fort Smith, Fort Simpson, Norman Wells のいずれかでのみ可能)。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/travel-self-isolation/arriving-nwt>

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/fort-simpson-norman-wells-residents-isolate-home-communities>

ただし、ヌナブト準州から入る場合、免除申請書を ProtectNWT に提出し、CPHO からの許可書が得られた場合は免除となります。

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/ocpho-offers-expanded-exemptions-self-isolation-travelers-nunavut>

ベースメントスイート等、全く別のユニット（入り口、洗面所、台所、寝室を共有しない）に居住している場合を除き、同居者も全員14日間の自己隔離が必要です。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/health-and-well-being/self-isolation-travelers-entering-nwt>

隔離センターの費用については、私的な旅行については原則自己負担となっていますが、医療のための往来、医療上の必要性による自己隔離、同情に値する理由がある場合 (compassionate travel)、教育目的の場合、法的に必要な場合、その他特別な事情がある場合は北西準州政府によって負担されます。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/isolation-centres>

●違反者は、最高 10,000 カナダドルの罰金及び6か月の収監となります。

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/news-release-chief-public-health-officer-prepares-order-prohibition-travel-nwt-limited>

●経済活動再開はフェーズ2まで開始されています。  
再開可能なビジネスと規制については以下リンク参照。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/relaxing-phase-2-next-steps-current-phase>

- 以下の症状がある人は新型コロナウイルス検査の対象となります。
- 発熱、咳、息切れ、なんとなく具合が悪い、筋肉痛、倦怠感、喉の痛み、鼻水、頭痛、下痢、嘔吐、嗅覚障害。
- 体調の悪い人は811に電話するか、セルフアセスメントツールを使用して指示に従うことが推奨されている。また、呼吸困難など症状がひどい場合は911へ電話。
- イエローナイフでは、ドライブスルーでの検査も可能です。

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/gnwt-expands-covid-19-testing>

<https://www.nthssa.ca/en/newsroom/yellowknife-covid-19-screening-drive-through-opens-september-8>

●北西準州における新型コロナウイルスのビジュアルデータ。

Data Dashboard

<https://nwt-covid.shinyapps.io/Testing-and-Cases/?lang=1>

COVID サポートライン(811)では、検査、自己隔離、旅行の規制、罰則や医療施設に関する情報等が得られます。(8AM-8PM、7 days a week)

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/service-nwt-covid-support-line-launches>

その他の新型コロナウイルス関連の地域別連絡先

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/hospitals-and-health-centres>

北西準州政府

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/services/coronavirus-disease-covid-19>

3月19日付けウイークリー・アップデート

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/nwt-covid-19-update>

## 6. ヌナブト準州政府

●各地域での規制は以下参照

<https://www.gov.nu.ca/health/information/nunavuts-path>

違反者には、個人に対しては\$575、企業に対しては\$2,875の罰金が科されることがあります。

●ワクチンについての情報

<https://www.gov.nu.ca/health/information/covid-19-vaccination>

●ヌナブト準州に入る際の自己隔離、事前の手続き等の情報

<https://gov.nu.ca/health/information/travel-and-isolation>

- 違反者は、最高 50,000 カナダドルの罰金もしくは6か月の収監。
- COVID ホットライン(975-8601 or 1-888-975-8601 from 10 a.m. to 6 p.m.)。

ヌナブト準州政府

<https://www.gov.nu.ca/health>

ヌナブト準州新型コロナウイルス情報

<https://www.gov.nu.ca/health/information/covid-19-novel-coronavirus>

3月19日付けアップデート

<https://www.gov.nu.ca/executive-and-intergovernmental-affairs/news/covid-19-gn-update-march-19-2021>

## 7. 日本へ入国される方へ

●現在、日本入国に際し以下が必要となっています。

詳細は以下の各項目を参照してください。

(1) 出国前72時間以内の検査証明書の提示

(2) 誓約書の提出

(3) スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用

(4) 質問票の提出

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

(1) 出国前72時間以内の検査証明書の提示

○3月19日以降、日本に入国する全ての人について、出国前検査証明書を所持していない場合、日本への入国が認められません。

日本への渡航に際しては、出国前72時間以内(米国を経由する場合は、米国から日本へのフライト出発前の72時間以内)に検査を受けて検査証明書を取得してください。なお、検査証明書を所持していない場合は、出発国において航空機への搭乗を認められない(拒否される)こととなりますのでご注意ください。

(厚生労働省サイト)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

(英語版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000753086.pdf>

○検疫官により陰性証明が無効と判断された場合は、検疫所が確保する宿泊施設での待機となります。入国後3日目に検査を行い、陰性の場合には退所、誓約書を提出した上で自宅等での待機となります。

○厚生労働省では検査証明書のフォーマットを改定するとともに要件の一部を以下のとおり緩和しました。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

(A) 対象となる検査方法が以下のとおり追加されました。

real time RT-PCR 法、LAMP 法、抗原定量検査 (CLEIA)に加えて、新たに TMA 法、TRC 法、Smart Amp 法、NEAR 法、次世代シーケンス法が追加されました。

(B) 検査証明書で指定されている検査機関の印影や署名について、カナダについては、医療機関または検査機関といった検査証明の発行が認められている機関において、医師、看護師等および検査機関の担当者の検査証明を行うことが可能な者により作成された検査証明については、医療機関等のレター・ヘッド及び電子署名があれば、印影や署名がなくても有効な証明として取り扱うことが可能となりました。これにより、当地医療機関等で発行される検査証明書を日本入国の際の検査証明書として使用することが可能となりました。但し、この場合は(厚生労働省が指定する検査証明書のフォーマットとは異なる)任意の書式となるため、下記(ア)から(ウ)の全項目が英語で記載されている必要がありますのでご注意ください。

必要情報が欠けている場合には、上陸拒否の対象となるか、検疫所が確保する宿泊施設等で待機していただくことがありますのでご注意ください。

(ア) 人定事項(氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別)

(注: 医療機関等が発行する検査証明書に「パスポート番号、国籍、生年月日、性別」の記載が無い場合には、検査証明書の余白に当該医療機関又は検査証明の対象となっているご本人が手書きでこの情報を記載することも可能です。)

(イ) COVID-19 の検査証明内容(検査手法(厚生労働省指定の検査証明書のフォーマットに記載されている採取検体、検査法に限る)、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日)

(ウ) 医療機関等の情報(医療機関名(又は医師名)、医療機関住所、医療機関印影(又は医師の署名))

(注: 医療機関名・医師名、印影について、カナダにおいてはレター・ヘッド及び電子署名があれば有効な証明として取り扱われます。)

(C) 改定後の検査証明のフォーマット

改定後の検査証明のフォーマットは以下の外務省ホームページに掲載されています。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25\\_001994.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html)

## (2) 誓約書の提出

入国後、14日間の待機が必要です。この期間中は、公共交通機関は使用できません。到着する空港等から、滞在場所まで公共交通機関を使用せずに移動する手段を確保することが必要です。

位置情報の保存等についての誓約書の提出が必要になります。誓約書において、使用する交通手段(入国者専用車両又は自家用車等)を明記することとします。誓約に違反した場合は、検疫法に基づく停留措置の対象となり得るほか、(A)日本人については、氏名や、感染拡大防止に資する情報が公開され得ること、(B)在留資格保持者については、氏名、国籍や感染拡大防止に資する情報が公開され得ること、また、在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得ることがあります。

## (3) スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用

誓約書の誓約事項を実施するため、位置情報を提示するために必要なアプリ等を利用できるスマートフォンの所持が必要となります。職員によるアプリの確認が開始されています。

スマートフォンの所持を確認できない方は、入国前に、空港内でスマートフォンをレンタルしていただくよう、お願いすることになります。

必要なアプリについての詳細は下リンク参照。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

#### (4) 質問票の提出(質問票 Web)

入国後 14 日間の健康フォローアップのため、メールアドレス、電話番号等の連絡先を確認します。日本国内で入国者ご本人が使用できるメールアドレス、電話番号を質問票に必ず記載してください。質問票 WEB より回答し、QR コードを作成してください。QR コードはスクリーンショットまたは印刷し、検疫時に提示をしてください。

搭乗前にエアラインのカウンターにて QR コードを確認されることもあることから、事前の登録をお勧めします。

<https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/files/100132029.pdf>

#### ● その他の措置は以下のとおりです。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkiyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkiyou_00001.html)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C040.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C040.html)

○全ての入国者に対し、入国時に新型コロナウイルス検査が実施されています。検査結果が出るまで、原則、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で待機が必要です。

○新型コロナウイルス変異株流行国・地域(英国、南アフリカ、アイルランド、イスラエル、ブラジル、アラブ首長国連邦、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スロバキア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、フランス、ベルギー、エストニア、チェコ、パキスタン、ハンガリー、ポーランド、ルクセンブルク、レバノン)に過去14日以内の滞在歴がある方につきましては、検疫所の確保する宿泊施設等で入国後3日間の待機をしていただき、3日目(場合によっては6日目)に検査を実施します。

○上記の検査等は検疫法に基づき実施するものであり、検疫官の指示にしたがわない場合には罰則の対象となる場合があります。

○「入国者健康確認センター」を設置し、全ての入国者に対し、入国後14日間の待機期間中、健康フォローアップを実施します。具体的には、位置情報の確認(原則毎日)、ビデオ通話による状況確認(原則毎日)及び3日以上連絡が取れない場合等の見回りを実施します。

●日本における水際対策強化に関する新たな措置について、検疫強化の対象国・地域にアルバータ州が追加指定されています。ただし、この指定による追加の検疫強化措置はありません(緊急事態宣言発出に伴い、全ての入国者にとられている措置から変更ありません)。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C020.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C020.html)

●海外から帰国される方等への情報(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

●新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

●厚生労働省 電話相談窓口 日本国内からの通話:0120-565653(フリーダイヤル)

日本国外からの通話:+81-3-3595-2176(日本語・英語・中国語・韓国語)

## 8. 日本の参考ウェブサイト

外務省海外安全 HP:

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html)

在カルガリー日本国総領事館

電話(403)294-0782

メールアドレス: [consular@cl.mofa.go.jp](mailto:consular@cl.mofa.go.jp)

HP: [https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)